

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (29. 4 定)			
日 時	平成 29 年 12 月 18 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 21 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	林下委員長、中村（吉宏）副委員長、高橋（龍）・高野・松田・ 斉藤・小貫・山田・横田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・医療保険・福祉・ 建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者（医療保険部長欠席）		
参 考 人	横山整氏		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤委員、横田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、千葉委員が斉藤委員に、佐々木委員が高橋龍委員に、新谷委員が小貫委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。審議の参考に資するため、本日の当委員会における共産党の質問の際に、12 月 15 日の予算特別委員会終了後における市長への公務執行妨害事件の目撃者である横山整氏に、参考人として出席を求めるといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 02 分

再開 午後 1 時 07 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

参考人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表し、御礼申し上げます。本日は、委員からの質問に対し、忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は共産党、民進党、自民党、公明党の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎公務執行妨害の件について

まず、金曜日の公務執行妨害の件についてお伺いいたします。

最初に、総務部にお聞きします。事件の概要を説明してください。

○(総務)秘書課長

詳細につきましては、現在、捜査中の案件でございまして、詳しくは申し述べることはできませんけれども、事件の発生につきましては、15 日金曜日、予算特別委員会終了後に市長が予定されておりました子育て支援室との打ち合わせのため、第 2 委員会室から市長室へ戻る途中、別館 3 階廊下で相手側から暴行を受けたというものでございます。

○小貫委員

暴行を受けたということですが、次に参考人にお聞きしますが、金曜日の予算特別委員会終了後、市長への公務執行妨害についてですが、参考人は、そのとき一緒にいたと思っておりますので、そのときの様子をお聞かせください。

○横山参考人

そのときの様子をお知らせいたします。

予算特別委員会が終わりまして、私と一緒に、エレベーターに乗るために廊下を歩いておりました。その折、市長とすれ違いざまに、今回の公務執行妨害で逮捕された方が、「森井さん、もっと謙虚にならなければだめだよ」という言葉を発しまして、森井市長の尻をたたいたものであります。それは、今後の市政運営その他も含めまして謙虚になりなさいという言葉に象徴されておりますとおり、さらに今後も頑張ってもらいたいというような激励の意味も含めまして、そういう行動をとったように思われます。

○小貫委員

もう 1 点、参考人にお伺いしますけれども、先ほど秘書課長から暴行を受けたという発言がありましたが、参考人から見て、逮捕された方の行為が暴力的だったと思いますでしょうか。

○横山参考人

私が見た限りにおきましては、あくまでも謙虚になってほしいと言い、また、今後の市政を運営するに当たりまして、激励の意を込めて尻をたたいたもので、強打その他というものではなく、とても暴力的な行為に及ぶものではないというように私は見ております。

○小貫委員

市と意見が食い違っているわけですが、市長公約では、市政の現状をオープンにというふううたっているわけですね。逮捕された方は、やはり議会を毎議会のように傍聴していただいて、市政に関心を持たれていた方です。熱心に議会を傍聴している方について、どのように考えていますか。

○（総務）秘書課長

暴行につきましては、基本的に、いかなる場合の暴力につきましても、基本的にはそういうことはいけないものと考えてございます。それですので、傍聴等の常連に、有無にかかわらず、暴力というのはいけないものだと考えてございます。

○小貫委員

少し答弁がかみ合っていないですね。暴行かどうかというのは、あくまで司法の判断ですので、私はそこについての判断を今求めているわけではなくて、こうやって市政に関心持たれて議会を傍聴されている方についてどう思いますかと、そのことを聞いたのであって、秘書課長の多分範囲ではないと思いますので、関係する方が答えてください。

○（総務）総務課長

市政のことを知っていただくには、大変よい機会ではないかというふうに認識してございます。

○小貫委員

そうですね。そうやって熱心に聞いて、聞いた結果、市長には謙虚さが足りないと恐らく思ったのでしょうか。そこで、例えば市職員への不当要求行為で警察に逮捕されたケースが、一昨年度で 2 件、昨年度では 1 件ありますけれども、どれも明らかに暴力的な行為があったケースです。ワイシャツが破れるだとか、胸ぐらをつかまれて。あとは写真の関係でいろいろありましたが、そういったケースですが、やはり市長という役職についていけば、肩をたたかれるだとか、私たち議員もそうですね。そういう行為というのはよくある話だと思いますが、どうですか。

○（総務）総務課長

よく知った間柄では、肩をたたかれたり、「まあ頑張れや」というような話はなくはないかというふうには思っております。

○小貫委員

知っているか、知らないかというのは、余り関係ない話ですね。その行為がどうかというだけのことで、よくある話ですよ。それで、私たちも本当によくあります。ただ、この問題については、一番の問題なのは、そもそも警察を呼ぶような話なのかということだと思いますけれども、それについてはどう思いますか。

○(総務)秘書課長

暴力に関するものの事案があった場合には、警察の対応が必要かと考えてございます。

○小貫委員

多分、市の職員でも、実際に市民から暴力行為を受けたときに、本当に身の危険を感じたら、すぐさま警察を呼ぶでしょう。しかし、その前に一回説得にかかるはず。皆さんのほうがよくわかりだと思います。説得をした上で、どうしてもその暴力行為がやまないようだったら警察を呼ぶというのが、本来の形ではないかなと思います。市民を守るべき立場にある人が真っ先に市民を犯罪者に仕立て上げるというのは、あってはならないことだと考えています。市長は、この間、本会議の質問でも、辻立ちの理由について、市民の声をよく聞きたいからだと、こういうふうに答えていました。ところが今回、実際に話をかけたら警察を呼ぶと。矛盾していませんか、これは。

(発言する者あり)

市民の意見というのは、市長に賛成する意見もあれば反対する意見もあるのです。多様な意見がある。その意見を全部酌み入れるかどうかはともかくとして、やはり聞き入れるという態度が、一自治体のトップに立つ者としては必要ではなかったかなと思います。

それで、少し戻りますけれども、やはり一旦そういう行為に及んだときに、相手に話をかけて、やめていただけませんかとか、そういうことは考えなかったのですか。

○(総務)秘書課長

あくまで繰り返しになりますが、暴力の前のいろいろなやりとりでありましたら、我々職員でも説得に当たって納得していただくというような対応というのはございますけれども、今回の場合は、そういう説得をするという事案はなく、即暴力に移ったという事案でございまして、暴力があったものにつきましては、やはり粛々と法に基づいた手続がなされるべきものだと考えてございます。

(発言する者あり)

○小貫委員

この話は繰り返しになるからやりませんが、ただ、実際にそうやって市政に関心を持たれて、話を聞いて、市長に声をかけた方に対して、その方がやはり今後大きな罪を背負うということは、私は本当に避けたい。今後の対応については、良識ある配慮を求めたいと思いますが、このことだけ最後に求めて、お答えをいただきたいと思います。

○(総務)秘書課長

常に市民との理解、相互理解というのは、もともとやっていかなければならないというのは認識してございます。しかし、その中でも、認識の中でも、あくまでやはり言葉でのやりとりというのが前提となつてございます。暴力的な行為につきましては、毅然とした態度をしていかなければならないものと考えてございます。

○小貫委員

この問題については以上で終わりにしまして、十分反省していただきたいということは述べておきます。

参考人の方は、お忙しい中、ありがとうございました。

○委員長

参考人におかれましては、本日は、お忙しい中、御出席をいただき心から感謝をいたします。当委員会といたしましては、本日述べていただきました貴重な御意見を、今後の調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、

まことにありがとうございました。

参考人が退室されますので、少々お待ちください。

(参考人退室)

○委員長

質疑を続行いたします。

○小貫委員

◎専決処分報告について

専決処分報告について伺います。

まず、海上保安関係の使用料の現状についてお答えください。

○（産業港湾）管理課長

小樽海上保安部が使用します巡視船の使用料等について、現状を報告いたします。

まず、入港料についてですけれども、入港料は、港湾法第 44 条の 2 のただし書きで、警備救難に従事する船舶、海象または気象の観測に従事する船舶、漁業監視船、その他政令で定める船舶については、入港料を徴収することができないという旨の規定がございますので、入港料については徴収してございません。また、係留施設使用料については、入港料に準じまして、小樽市港湾施設管理使用条例第 18 条及び同条例施行規則第 14 条第 3 号の規定に基づき、免除し、徴収していない現状でございます。

○小貫委員

それで、今回、海上保安の巡視船が移動するに当たって、お金を出す件ですけれども、こういった道内の他港の事例について示してください。

○（産業港湾）管理課長

今回のように、小樽港におけます巡視船の移動に伴います費用負担についてですが、北海道内の重要港湾、6 港に聞き取りを行ったところ、釧路港では、岸壁拡張工事に伴いまして、国直轄の事業になりますけれども、移設先に陸電施設がないことから、国が施設整備の費用を負担したという事例がございました。また、稚内港におきましては、港湾管理者の都合で、それまで使っていました巡視船の係留場所をほかの場所に移設をお願いした際に、移設先には陸電施設と船舶給水用の給水装置の設備がないものですから、港湾管理者の費用をもって整備したというお話を伺っております。

○小貫委員

釧路港が直轄で国が負担したと。これは直轄事業だから国が負担したということですよね。

○（産業港湾）管理課長

港湾管理者であります釧路市から話を伺ったら、直轄事業なので、国が負担をしたというお話でありました。

○小貫委員

さまざまな物品を購入するわけですけれども、どのような物品があるのかというのを説明していただくとともに、それぞれが原因者負担として妥当だと市が考える理由について説明してください。

○（産業港湾）管理課長

今回の専決処分にかかわる物品の必要性ということ、その根拠ということですが、まず、今回の専決処分ですけれども、まず、委託料としましては、巡視船基地の船舶用品庫、色内ふ頭の 1 番岸壁の背後地に海上保安部が所有される土地がありまして、そこに船の係留柵とか、防舷材とか、巡視船に乗り込んでいます潜水士の必要な用具ですとか、そういうものを保管している施設がありますが、その必要な備品を、移転先であります第 2 号ふ頭にも、迅速な救難活動だとか警備活動に出動する際には、やはり船のそばになければいけないということでございましたので、それらの用品を移設する費用として、委託料という項目も一つあります。

次に、色内ふ頭には、現在、海上保安部が所有される巡視船の高圧電気施設、いわゆる陸電施設があるわけですが、移転先の第 2 号ふ頭には、そういう施設がないものですから、これらの機能を確保するための工事請負費と。

次に、備品購入費として、中継ポイントになりますけれども、これを 13 個ほど購入するわけですが、最初に説明いたしました巡視船基地の船艇用品庫の必要な資材をおさめられるだけの面積に相当する個数を購入するというものでございます。

また、これらの購入の根拠と申しますか、あくまでもこのたびの施設の移転については、老朽化しました色内ふ頭が原因で、余儀なく第 2 号ふ頭に移転するわけですが、これらについては、公共事業の施工に伴う公共補償基準要綱など準拠して、原因者である小樽市がその費用を負担するというところで取り扱っております。

○小貫委員

いまいち、その原因者負担の妥当性についての説明が足りないような気がするのですが、もう少し詳しく。

○（産業港湾）管理課長

移設の必要性の妥当性ということですが、まず一番大きなものとしては、高圧電気設備の移設になりますが、これについては、小樽海上保安部との協議により、現在、使用している高圧電源設備を移設することで了解をしているところでございますけれども、あくまでも、この高圧電気設備というのは、巡視船が岸壁に係留中に必要な電源というのですか、照明ですとか、暖房ですとか、あと温水の使用だとかに必要な電源を確保するためには、船のすぐそばになければいけないということでございますので、色内ふ頭等を使用している場合と同じような状況を確認するために、高圧電気設備を第 2 号ふ頭に整備するというものでございます。

次に、コンテナの設置ということですが、これも先ほど説明いたしましたが、現在、色内ふ頭にあります建物の巡視船基地の船艇用品庫の代替機能を、第 2 号ふ頭に確保するために投入するという費用でございます。それに伴いまして、現在ある倉庫内の備品類を、これを移設して、巡視船のすぐそばに確保することで、海上保安部の海上での任務を速やかに行うというために必要な経費として計上しております。

○小貫委員

それで、再度、色内ふ頭に巡視船が戻った場合ですが、その後、新たに購入した物品の取り扱いというのはどうなるのですか。

○（産業港湾）管理課長

今、購入した物品の今後の取り扱いについてですが、まずコンテナについては、今、再利用ということで、我々が今引き船業務とかも行っていきますので、それらに必要な備品の保管ですとか、海上での油流出事故が発生した場合に備えてのオイルフェンスの保管ですとか、そういうものに活用していきたいと。そのほかに、現在、小樽港に寄港していただいていますクルーズ客船等のための資機材の保管だとか、そういうものへ活用していきたいと考えております。

○小貫委員

そこで、冒頭にお聞きしたように、海上保安部からお金は一切いただけないわけですね。だけれども、何かあったら小樽市が負担しなければいけないと。小樽海上保安部は、別に小樽市のためだけに小樽港にいるわけではなくて、やはり北海道全体の海の安全のためにいるわけですから、国などへ費用負担の相談というのは行ったのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

国に対しての費用負担を求めたかどうかということですが、今回の費用負担については、小樽海上保安部ですとか、その上部組織であります第一管区海上保安部といろいろ協議を行っていますが、その他の国の機関については、特に協議は行っておりません。

○小貫委員

今回のケースはともかくとして、今後、似たようなケースが生まれてきた場合に、やはり老朽化がいろいろ進んでいるわけであって、そういう面では、今後しっかりとこの辺は国との協議を継続的に進めていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

このような事態に発生します費用負担につきましては、北海道内の重要港湾の状況を調査した上、また、それらについて、北海道重要港湾連絡協議会という場がありますので、そういったところで議論をした上で、今後の対応を検討してまいりたいと思います。

○小貫委員

◎報酬等審議会について

次に、報酬等審議会についてです。まず、報酬等審議会の目的について説明してください。

○（総務）職員課長

報酬等審議会の設置目的につきましては、小樽市特別職報酬等審議会条例に設置根拠がありまして、市長の諮問に応じ、議員報酬と政務活動費と、市長・副市長及び教育長の給料の額について審議するために設置しておりますが、これらについて、市民各層からの広い意見を取り入れて、より公正に決定するという客観性を担保するために設置されたものでございます。

○小貫委員

今は随時開催となっているのですけれども、以前、常設にした時期がありました。その常設になった時期について説明してください。

○（総務）職員課長

現在は、昨年の第3回定例会での審議会条例の一部改正により、必要な都度設置するという、いわゆる随時設置となりましたが、それ以前は、平成14年7月1日施行の条例改正により常設となったところであります。

○小貫委員

常設になった後、その後の開催状況と、そのときどのようなことが話し合われてきたのか、それぞれ説明してください。

○（総務）職員課長

常設後、平成14年度は2回開催しまして、15年度は1回、そして17年度は1回開催しております。委員の任期が2年ということがありますので、会長の互選や、あと会長の職務代理者の指定といった以外では、いずれも期末手当についてが議題となっております。なお、16年度につきましては、人事院勧告が寒冷地手当のみだったため、開催されておられません。

○小貫委員

平成13年度ですけれども、審議会のこのときの意見について述べてください。

○（総務）職員課長

平成13年度に、議員報酬の改定について諮問をするため審議会を開催したのですが、その際に、審議会を常設とすることと、期末手当を所掌事務に加えることの是非についての意見を伺ったところ、常設化が望ましいということと、期末手当については、正式な諮問事項ということにはしないが、意見聴取の対象とするということが適当であるという意見をいただいたことが、この常設化の契機になっているのですけれども、その後の14年度の審議会の議論としては、先ほど言った期末手当が議題となり、そのときの人事院勧告が4.7カ月から4.65カ月に引き下げるという形の人事院勧告があって、それを審議会の御意見を聞いたところ、人勧どおりに下げるのはやむを得ないという御意見をいただいたところでございます。

○小貫委員

平成 17 年度の審議会では期末手当について、どのように言っていますか。

○(総務)職員課長

平成 17 年度につきましては、ちょうど人事院勧告で 4.4 カ月から 4.45 カ月ということに引き上げが示されたところですが、それで審議会の御意見を聞いたところ、やはり当時の市内の民間企業が非常に厳しいという状況にあったということで、この人事院勧告の 0.05 カ月分の引き上げは見送るという形になりました。

○小貫委員

この期末手当の扱いについて、審議会ですべて確認しているのはいつですか。

○(総務)職員課長

ちょうど平成 17 年度の審議会ですべて確認して、先ほどの引き上げの部分を見送って以来、今日まで聞いてございません。

(「聞いていない」と呼ぶ者あり)

○小貫委員

期末手当の場合、今、人勧により減らしているのですけれども、これを戻すときは引き上げになるのですが、意見を聞くことになるのでしょうか。

○(総務)職員課長

最後に平成 17 年度に開催した審議会から、その後、18 年度は、人事院勧告が特に給料とか期末手当がなかったため、開催しなかったところですが、次の 19 年の人勧では、4.45 から 4.5 と、また、引き上げが行われたのですが、これは特に審議会の意見を聞かずに、そのまま据え置いたということで、ここでは 0.1 カ月分の差が生じたところです。そして、20 年から独自削減ということで、一気に 3.5 カ月に削減したところ、その後、23 年に人勧ベースの 3.95 として、また、27 年、当初 4.10 ということで人勧どおりになったのですが、その年の人勧から、この 29 年までの人勧は据え置いているという形なので、その時点で、据え置いているという形で、今は 4.0 と。4.10 というのは、人勧は 4.40 ということで、0.3 の差が生じたところではありますけれども、そういった経過で、17 年の 4.4 を、あと 4.45 に引き上げるかどうか意見聞いたところ、これまで、それ以上の支給割合の状況にはなっていないという意見を聞いてこなかったと認識しております。

(「いや、答えていない。答えていないです」と呼ぶ者あり)

失礼しました。

それで、今後につきましては、平成 17 年の 4.4 カ月の部分から聞いてこなかったのですけれども、ちょうど今の人勧の支給割合が 4.4 カ月ということにもなったのと、今、人勧がちょうどその当時の割合になったということと、あと、17 年度から意見を聞いていないということと、特別職について 3 年間は据え置いているという状況がありますので、意見聴取については、今後、引き上げる際には、意見を聞くことについて、前向きに検討していきたいと考えてございます。

○小貫委員

ただ、平成 17 年で、期末手当については客観的な意見を聞くべきだという立場に立っていると、市の立場を表明しているのですよ。その後、1 回も審議会を開いていないで中身を変えるということは、やはりおかしいと思うのです。山田元市長は、こういう内容についてどうですかとちゃんと審議会の意見を聞いたのですから、そういうふうに、変えるときは意見を聞くべきだと私は思います。

○高野委員

○平成 29 年度小樽市水道事業会計補正予算について

私からは、議案第 4 号の平成 29 年度小樽市水道事業会計補正予算について、お伺いしたいと思います。

水道事業では、1985 年度から水道メータ検針の業務、また、1987 年度から水道料未収金収納業務など、一部の委託をされていました。2010 年度からは使用料徴収や未納分督促、減免対象者への実務作業など、公費の扱いを委託されています。まず、お伺いするのですけれども、2010 年度から入っている委託業者の入れる条件というのは、どのようなものがありますか。

○（水道）業務課長

2010 年度からの業務委託の参加要件についてお話いたします。

まず、主な参加要件ですが、過去にも 3 年以上の受託実績を有し、かつ 3 年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること、2 社または 3 社で構成する共同企業体であること、共同企業体の構成員は小樽市内に本社を有する業者が 1 社以上含まれていること、情報セキュリティーマネジメント規格を取得していること。主な参加資格要件は以上です。

○高野委員

そもそも、なぜ使用料の徴収など委託をすることになったのでしょうか。経過を御説明ください。

○（水道）業務課長

収入の根幹をなす給水収益、下水道使用料の料金収入は、平成 11 年度をピークに毎年度減少している状況の中、さらなる市民サービスの向上と経営の効率化を図り、将来にわたって安定的な経営を維持していくため、22 年 4 月に、委託期間を 3 年とする水道料金等徴収業務を民間業者に委託いたしました。

○高野委員

今、将来的にわたって維持するにも、経営等で見通しは厳しいということから委託に移行したというお話だったと思います。ですが、このとおり、2010 年度決算でも、3 億円以上の純利益を出して、数十年黒字が続いていた状況でした。今後の収益が減少になる心配があるからといって、率先して民間委託事業を拡大することは、やはり問題かなと思います。

そこで伺うのですけれども、平成 28 年度の道内主要都市における損益収支と徴収業務委託の状況についてお知らせください。

○（水道）業務課長

平成 28 年度における道内主要都市の損益収支と業務委託の関係ですが、いわゆる道内主要 10 都市、10 都市とは札幌市、旭川市、函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、江別市、北見市、室蘭市と本市になりますが、その中で、28 年度の決算における損益収支に関しては、全ての市において黒字となっております。徴収業務の委託状況では、委託業務の内容には若干の違いはあるものの、検針業務は全ての市で委託をしており、収納業務に関しては、帯広市、室蘭市以外の 8 市が委託をしております。調定なども含めた委託となりますと、本市のほか函館市、釧路市、江別市、北見市の 5 市が委託をしております。

○高野委員

最初に、2010 年度からの使用料の徴収や未納の監督などの実務業務をしている方の会社の参加要件をお伺いしました。その中で、実務経験があったり、あとは情報マネジメント、こういう資格を持っているところでなければ受け入れができないということでは、やはりそういう資格がなければいけないということは、料金の徴収・滞納にわたる、個人情報の問題で、漏れたらいけないと、そういうところがあるからこそ情報マネジメントの資格がないとだめだよという話は、委託の参加要件に入っていると思うのですけれども、そもそも、民間会社に委託をすれば、料金の徴収、滞納にかかわる個人情報などが、知らせることになるので、公費扱いをするものに対しては、委託すること自体、やはりするべきではないのかなと考えますが、その点はいかがですか。

○（水道）業務課長

申しわけありません。ここで答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁ですが、1 回目の委託に当たる 2010 年当時の要件としては、給水人口 5 万人以上の都市において 3 年以上の実績があること、3 年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できること、情報セキュリティーマネジメント規格を有している者であることが主な参加資格要件でありました。訂正します。

次に、ただいまの質問ですが、この業務は個人情報を扱いますので、公募型プロポーザル方式への参加要件の一つとして、共同企業体の構成員のいずれかが情報セキュリティーマネジメントシステムの規格を取得しているという条件にしており、個人情報については、適正に管理できる事業者であることを条件にしております。個人情報の漏えいなどがないように最大限の注意を払っております。

（「注意を払わないとできないということですね」と呼ぶ者あり）

○高野委員

やはり今聞いていても、注意をしなければいけないから、そういう資格がないとだめですよということですけども、やはりそういう心配があるということは、何かあったら困りますし、今後の経営を考えた上で業務委託をしましたよという話も答弁ではありましたが、道内の主要都市では、委託をせずに直営で行っている、黒字を出している自治体も、今、先ほどの答弁でございました。個人情報を多く取り扱う業務でもありますので、日本共産党としては、この委託のあり方も一度見直すべきだと主張いたしますが、この点はいかがですか。

○（水道）局長

料金徴収業務の見直しについてですけども、水道事業を安定的に経営していくということにつきましては、料金徴収業務だけではなくて、全てのことについて、やはり常に効率化等について考えながら、支出については極力少なく、そして、これは料金徴収業務だけではなくて、例えば施設の更新などについても同じことが言えるのだと思っています。これについては、常にそのことを考えながら事業展開をしていくわけです。ですから、先ほど個人情報の関係で、そういうような業務については直営でやったほうがいいのかという高野委員の御意見でしたけれども、やはり水道局としましては、少しでも効率的に、全ての業務で効率的にやって、そのことが逆に水道の利用者にとって、料金にはね返るわけですから、サービスにつながるというようなことで考えております。ですから、民間に委託しているものを直営に戻すということは、なかなか難しいのかなと考えております。

○高野委員

それでしたら、効率の話がありましたけれども、本当に効率だけで考えていいのかということですよ。やはり住民の立場で、水道料金を払い過ぎたら、還付の作業まで委託で任せているという話なわけですよ。だから、ぜひ、住民の福祉を守る立場として、そういう委託のあり方をもう一度考えていただきたいとは思っています。

◎放課後児童クラブについて

1 点だけ、放課後児童クラブのことで聞きたいと思うのですが、保護者からこのようなお話がありました。放課後児童クラブは、月曜日から土曜日なども開設しているとは思いますが、18 時までと書いているのですが、18 時前に、迎えに、保護者の方に何回も、迎えに来てくださいと言われてたりですとか、職場まで連絡が入って、18 時前に迎えを促されたケースや土曜日を利用したいと相談すると、今は誰も利用していないので 1 人になりますよというふうに言われたりということが、多数の保護者からそういう話が出されました。それで、利用することをやめたという方の話も聞いています。ぜひ、子供たちが安心して放課後児童クラブを利用できるようにするために、しっかり、きちんと時間を書いているわけですから、この時間前に早く来てくださいますと、やはり保護者の人も安心して働けなくなりますので、そこはぜひ対応していただきたいと思います。これについて、最後、お伺いしたいと思います。

○(教育)生涯学習課長

ただいま御質問のありました、まず、利用者についての訴えの部分につきましては、放課後児童クラブの支援員等に確認・調査いたしましたけれども、そのような報告というのは、私どもでは聞いておりません。

ただし、今、高野委員が言われた、児童が安心してできるようにということにつきましては、支援員等会議兼支援員等研修会の開催のほかに、昨年度より、支援員等についての役割及び育成支援の内容などの共通理解を得るために、北海道が主催しております北海道放課後児童支援員認定資格研修などを活用して、支援員に対して、必要最低限の知識の習得に努めてまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

民進党に移します。

○高橋(龍)委員

◎不登校児童・生徒への対策について

1点目に、不登校児童・生徒への対策についてお伺いをしていきます。

不登校にもかかわって、昨年、文部科学省から通知が2通来っていると伺っております。一つは、2016年9月14日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」というものが、二つ目に、2016年12月22日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」というものが来ています。この中にも、本市のみならず、全国的に課題となっております不登校児童・生徒への支援について、一層の配慮を行うようにということが書かれています。それを受けてお伺いをしていきますけれども、小樽市にこの通知が来て1年がたちます。小樽市教育委員会の現在の対策の状況をお聞かせいただきたいと思います。一つは小・中学生への対策、二つ目に不登校のまま卒業してしまった子供たちへの対策、これをそれぞれお伺いしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

まず、小・中学校につきましては、登校支援室を設置し、不登校の児童・生徒に対して学習指導や教育相談などを行うとともに、教育支援コーディネーターが学校や家庭を訪問し、不登校児童・生徒の状況を把握したり、学習指導や教育相談を行ったりするなど、訪問型の支援を行っているところでございます。

また、卒業後の子供たちの対応につきましては、小樽市生活サポートセンターにおいて、ひきこもりなどの子供に関する相談を受け付けており、専門の相談員が問題解決に向けてサポートをしているということで、生活サポートセンターの事業につきましては、市内小・中学校と高等学校にチラシを配布して周知していると伺っております。

○高橋(龍)委員

今二つともお示しいただきましたけれども、特に不登校のまま卒業した子供たちへの対策というところで、いきなり、たるさぼになってしまうということで、この間のつなぎというか、そういったところも個人的には望むところではあります。

では、次に近年の不登校の児童・生徒の人数の推移をお伺いしたいのですけれども、どのような傾向にありますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

不登校児童・生徒数の推移につきましては、まず、不登校の定義でございますが、年間 30 日以上欠席している児童・生徒数となりまして、月ごとの人数につきましては変動があるのですが、過去の推移を見ますと、平成 24 年度が 58 名、25 年度が 78 名、26 年度が 81 名、27 年度が 83 名となっており、年々増加傾向となっております。

○高橋（龍）委員

そうですね。平成 24 年度と 25 年度を境に、一気に結構ふえているという印象があります。また、今、全体の生徒数自体が減少している中で、やはり割合というところを考えると、もっとこの数字だけよりも顕著な伸びになるのではないかなというふうに考えるのですけれども、不登校の子供たちを受け入れる、先ほどもおっしゃっていただきましたが、登校支援室の在籍数と、あと日々の利用者数といいますか、日々そこに通っている子供たちの数というのは、どのくらいいますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

登校支援室の在籍数と、それから日々の利用者数についてでございますが、まず、11 月末現在の数字でございますが、在籍数につきましては、小学生が 2 名、中学生が 19 名で、計 21 名となっておりますが、利用する児童・生徒数につきましては、例えばテストのときですとか行事など、子供たちが学校に戻る機会が多いときですと、少ないときであれば 9 名ないし 10 名程度、それから、多いときでは 15 名から 16 名程度となっております。

○高橋（龍）委員

若干ばらつきはあるにせよ、常に通っている方も全員ではない、どうしても不登校という子供たちの性質上そうになってしまう、むらが出てしまうのはしょうがないのかなと思いますが、そもそも在籍数も 21 人ということで、大体、平成 27 年度は 83 人、全体で 83 人の不登校の児童・生徒の数ですから、それに当てはめても 4 分の 1 ぐらいの子供たちが登校支援室に通っていると。逆に、4 分の 3、大半は登校支援室にも行くことが難しいという状況だなというふうに理解します。

次に、不登校の生徒の卒業後の進路、先ほども不登校のまま卒業してしまったという子供のお話を伺いましたけれども、不登校の生徒の卒業後の進路というのはどのようになっているのか、市教委では把握をしていらっしゃいますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

昨年度、平成 28 年度末の中学校 3 年生の進路の概略につきましてお示ししたいと思います。一番多いのが私立高校で 15 名、次に公立高校が 5 名、それから定時制高校に進学した生徒が 1 名、あと就職が 2 名、それから無職が 2 名となっております。

○高橋（龍）委員

割と進学をされている方も多いのだなと思いつつも、やはり無職 2 名という形で、なかなか社会に出ることができないという子がいるのも確かだなと感じます。また、長期化をしまして、1 年以上不登校の方の人数もふえているというようにも聞いています。学校に行くことができずに、教育の機会を逸したまま社会に出ても、簡単に自立には至らないといったことが推察されますけれども、中学校を卒業した子供への対応策というもの、もっと掘り下げて講じていただきたいと、これは要望として申し上げます。

次に、現在、小樽の不登校児童・生徒の学校と自宅以外の選択肢といいますか、居場所というのが、ふれあいルーム、ふらっとルーム、子どもカフェとあると伺っていますけれども、これは、それぞれの違いを御説明いただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

初めに、私から、ふれあいルームとふらっとルームにつきまして説明いたします。

これらにつきましては、不登校の児童・生徒に対し、一人一人の実態に応じた指導を行い、児童・生徒の自立を

促し、学校に復帰するための支援を行う機関となっております。

具体的に言いますと、ふれあいルームにつきましては、月曜日から金曜日、午前 9 時から午後 3 時 30 分まで、教育委員会の中に設置している機関でございます。ふらっとルームにつきましては、午前 9 時 30 分から正午まで、火曜日と木曜日が小樽市生涯学習プラザ、それから水曜日が市立小樽図書館内に設置しており、それぞれ出席した児童・生徒につきましては、学校での出席扱いとなっております。

○（教育）生涯学習課長

私からは、子どもカフェについて説明いたします。

子どもカフェは、家庭教育支援の一環として、とり行っているものであり、小学校、中学校に通えない子供たちや、困り感などの不安を抱えている子供たちに対し、本を読んだり、ゲームをしたり、おしゃべりをしたり、子供たちが安心して過ごせる居場所づくりとして、月に 4 回程度開設しているものであります。

○高橋（龍）委員

それぞれ重要な役割を担っているのかなというふうには思います。そこで、ふらっとルームとふれあいルーム、平日 2 カ所で開催で、相談業務というのも兼ねているのであれば、先ほど登校支援室に在籍されているのが 21 人、それ以外、そもそもそこにすら来ることが難しい子供たちが、恐らく 60 名ぐらいいらっしゃるという中で、その対策を専任指導員が 2 名、学習支援員 1 名、教育支援コーディネーター 1 名という体制で対応に当たっていると認識していますが、人員は、これでは少し足りないのではないかなと思うのですが、見解をお示しいただけますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成 28 年度から、教育支援コーディネーターは 1 名増員されましたけれども、不登校の数につきましては、増加傾向にあるということや、教育支援コーディネーターが学校訪問や家庭訪問などの訪問型の支援を充実しているというところございまして、人数につきましては、現状でも厳しい状況となっておりますので、今後、登校支援室の利用人数が増加した場合には、具体的な対応策を考えていかなければならないと思っております。

○高橋（龍）委員

子供たちのためにも、教育長も市長も、ぜひ前向きに御検討いただければというふうに思います。今、増加する不登校の子供たちの現状を見ていると、先ほども申し上げていますが、不登校のまま卒業した子供たちを含めて、学校と教育委員会だけで教育の機会を確保するというのは難しい現状ではないかなというふうに感じております。そこで、提案といいますか、提言といいますか、不登校対策室のような、ないしは横断的な部署で、ワーキングチームなどをつくる必要があるかなというふうにも感じております。対策が滞ってしまっている子供たちへの支援というの、小樽市も早急に考えていかなければならないと思います。子供たちの成長、長期化する不登校の子供たちの増加、また学校崩壊などを踏まえると、教育委員会、子育て支援、福祉、保健所とも連携をしつつ、予防の意味も含めて、それぞれの困り感に合わせた対応というのをやっていかなければなりませんし、現状とは違った形をつくることも見据えていただきたいと考えますけれども、御見解をお示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、不登校の対策につきましては、今年度から教育支援センターというものを新たに立ち上げて、登校支援ですとか、教育相談業務を充実しているところでございます。また、本市においては、生活環境部が事務局となって、小樽市子ども若者育成支援庁内連絡会議というのを開催しております。福祉部、それから保健所、教育部、産業港湾部の職員が構成員となって、情報共有や協議を行っており、その中で不登校やひきこもりについての協議を行っているところですので、市教委としても、今後、各部と連携して進めてまいりたいと考えております。

○（生活環境）青少年課長

現在、庁内の連絡会議の事務局を生活環境部青少年課が担っております。不登校生徒の卒業後の支援については、

庁内の連絡会議でも課題となっておりますので、未然防止、早期発見、早期対応につながる取り組みや、切れ目のない支援について、さらに情報交換・情報共有を行い、連携のあり方について、充実していきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

庁内での連携というのも、もちろんですけれども、外に向けて、窓口的な部分、ワンストップというべきかどうかはわかりませんが、もっとわかりやすい相談のあり方みたいなものも探っていただければと思います。

学校へ戻るということが、基本的には本人、保護者、学校、教育委員会の目指すところではあるとはいえ、どうしても特性上その中に入ることができない子供たちがいることや、現実、長期化する不登校の子供たちへの支援というのも、ぜひ、これからも、より行っていただきたいと要望して、この項を終わらせていただきます。

◎除排雪について

続きまして、除排雪について伺ってまいります。

先日の本会議でも、除排雪の質問をさせていただいたところです。再々質問の際に、拙速な変更は企業の事業計画に影響を与えるというふうに伺いました。ありていに言うと、損害を与えた末に、その企業がもし倒れてしまった場合に、どう責任をとるのかということです。それに対して、建設部長も、急な制度変更は申しわけなかったと、一定の御理解はいただいた上で、御答弁は、最終的には次のようなものでした。限られた予算の中であるので、競争性は必要だと。私自身も言っていることを理解しないわけではありません。ただ、しかしながら、タイミングは果たして適切だったとお考えでしょうか。競争率を上げると言い、いきなり用意ドンと合図をされたとしても、競争できますかという話なのです。多分、ウサイン・ボルトでも、寝起きで号砲が鳴っても走れないと思うのです。市は、これができると思って変更したわけですね。その際に根拠をどう考えていたのか、お示しをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

雪堆積場に関する業務でございますけれども、昨年度まで、2社以上の構成員の J V を対象といたしました。中央ふ頭基部雪処理場ほか 6 件、管理業務、これを今年度におきましては分割して発注しております。大きく分けますと、二つの業務に分けて単体発注したものと、比較的、雪堆積量が少ない雪堆積場につきましては、所在地を管理するステーション業務に組み込んだもの、それと、色内ふ頭に関しましては、今年度は使用しないこととしております。このうちの二つに分けて単体で発注した業務につきましては、その前の昨年度までの雪堆積場のほか 6 件の業務が、ここ 2 年間、1 J V しか応札がなかったことから、競争性を高めることや業者の受注機会の拡大を考え、それぞれ単体発注したものでございます。この単体発注を考えた中、検討中ではございますけれども、その時点では、昨年度まで業務を受注していた業務、一つの J V で二つの構成員が行っていたのですが、これを二つの業務に分けたということ、それと、昨年度までやっていた業者につきましても、当然、この二つに分けた、単体に分けた業務それぞれに入札に参加する機会ということがあることから、特に営業については大きな影響は与えないだろうと考え、このようにしたものでございます。

○高橋（龍）委員

業者の受注機会をふやすというところに若干ひっかかりますが、次に移ります。

これは来年度ではなぜだめだったのでしょうか。できるだけ早目にやりたかったというお答えではなくて、なぜことしやらなければならなかったのかというのをわかりやすく、筋道立ててお答えいただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

このことにつきましては、先ほどの答弁と繰り返しになる部分もございますが、昨年度まで、この一つにまとめておりました中央ふ頭基部雪処理場ほか 6 件管理業務、これが 1 J V しか応札がなく、そのほかの J V については、入札に参加していなかったということから、競争性を高めたいということ、これが主眼でございます。そのほかに、

単体にする事で業者の受注機会の拡大ということも考えておりました。その中で、来年度にせずに今年度行ったことによる影響ということにつきましては、これらに参加して、昨年度参加していた J V の中の 2 構成員、それぞれが、今回単体に分離した業務に参加することが可能であるということから、今年度に行っても影響は大きくないものというふうに考えて、今年度にしたものでございます。

○高橋（龍）委員

いろいろと勘ぐってしまう部分があるのですが、市長はふだん、議会質問で政策議論を持ちかけたときには、できるだけ早くとよくおっしゃっています。しかしながら、その場合に、時期を明言することなく、いつまでも先延ばし、後回しにしてきているという印象を持ちます。その都度、もっと調査が必要だからとか、周りの影響をという理由をつけていますよね。なぜ除排雪にかかわっては、もっと言うと、御自身の周りの方にかかわっては、事を急ぐのかということですよ。いろいろな影響があるのかということも検証をせずに。実際に、今回は変更を行う前に、事業に該当する各企業へ前もって方向性は伝えているのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今年度の雪堆積場に関する業務でございますけれども、このほかも含めまして、除排雪に関する業務変更に関しましては、時期がおくれたということ、これは事実でございます、この点については反省しているところでございます。その上で、今年度におきまして、雪堆積場の業務を昨年度まで J V に発注していたものを、それぞれ単体発注にするということは、9 月の下旬に開催いたしました地域総合除雪業務の J V の登録に関する説明会で説明しております。

○高橋（龍）委員

9 月の下旬ということで、25 日あたりだったかと認識していますけれども、それぞれの事業者の反応というのはいかがでしたか。どのように御意見を皆さんはおっしゃっていましたでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この説明会というのは、主は J V 登録変更に関することでしたが、雪堆積場の業務を単体発注することについての参加した業者から質問等がございまして、その主な質問といたしましては、市（小樽市）は、地域総合除雪業務などについて、業者が不足しているという認識をふだんから示しているのに、業務数をふやすということは逆行することになりませんかという質問がございました。これにつきましては、先ほどからの答弁の繰り返しになりますけれども、二つの業者が参加する J V が行っていた業務を二つに分けて一つずつにするということで、特に業者数の多さ・少なさに関して大きな影響を与えるものではないというふうに考えて、今回の作業を行ったということでございます。そのほかにつきましては、指名方法などについての質問もございました。

○高橋（龍）委員

そうですね。逆行することにならないのかということに対しては、事業者から、これは、正直、少々しんどいという意味合いで言われているのだと私は認識していますけれども、それに対して市の側が、いや、そんなことはないよというふうにお答えをされているというのは、どちらが実際に現場に入っているのかというのを余り認識されていないようなお答えだと思うのですが、余り時間もないので質問を変えますが、この 1 月から、やはり皆さん懸案事項の排雪が始まります。これまで多くの議員の皆さんからも不満の声、寄せられていましたけれども、その議論を踏まえて、ことしはどのような方針で臨むのか、よもや例年どおりというお答えではないことを望みつつ伺います。いかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

地域総合除雪業務の業者や市の担当員がパトロールを行ったり、その後の除雪作業を行い、それが困難になった時点で排雪作業を行うという、排雪作業に至る一連のプロセス、これについては昨年度までと変更はございません。ただ、今年度におきましては、学校周辺の道路やバス路線などについて、関係者と連携等を密にして作業を進めて

いくこととしておまして、一例といたしましては、これまでの間に、バス事業者とは、お互いに危険な状態、走行等事業を行う上で危険な状態になってからお互いに場所を見るのではなく、その兆候があらわれた時点で、共同でパトロールをするというようなことを進めてきております。また、学校周辺の道路につきましては、教育委員会、学校、校長会の代表の方々と意見交換を行い、学校、校長会から求められる道路除雪について、市の考え方について説明したり、意見を伺うというような場を設けております。今後におきましても、バス事業者、学校周辺の道路に関する教育関係の関係者とは、連携を密にして、なるべく危険な状態が起こらないように、作業を進めてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ、あとは医療機関も含めて、優先度の高いところをつくっていただきたいと改めて要望させていただきます。

本市の除雪費というのを 1 人当たりに換算すると、1 万円強であると。もちろん年によって、金額は違いますけれども、同じ年の他市と比較をしても高い傾向にあるというふうに聞き及んでいますが、その理由はどのように分析されているのでしょうか。例えば勾配や狭隘な路線のせいで効率的ではないからなのか、または、除雪路線の距離を 1 人当たりに割り返したときに、他市と比べて長いからなのかなどの理由も浮かびますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この件につきましては、本市も参加しております主に石狩・空知地区の、11 自治体の除雪担当者が参加する会議で、この件に関する資料というのがございます。本市の人口 1 人当たりの除雪費は昨年度ベースでございますけれども、約 1 万 1,300 円でございます。それに対しまして、この 11 都市、本市も含めますが、平均は 1 万 600 円ということで、平均より高いという事実はございます。このことにつきましては、本市以外の 10 自治体の予算の配分というのは、そこまで調べておりませんで、不明なため、原因については述べられませんが、小樽市といたしましては、山坂が多く、狭い道路も多いことが、これらの原因というふう想定されております。その一例といたしまして、平成 28 年度の決算額でございますが、除雪費は約 13 億 5,500 万円、これに対して、ロードヒーティング、それだけで 3 億円ぐらいかかっているという事実もございまして、通常の除雪作業、排雪作業のほかに、ロードヒーティングで 3 億円もかかっているという事実もあることから、山坂の影響、それに狭い道路というようなことも加味してくるのかなというふうな、これは具体的に分析しているものではございませんが、そういうようなことが想定されます。

○高橋（龍）委員

ぜひ、今後は具体的に分析を行っていただいて、その上で効率化を図ることというのが必要になってくるのではないかなと思います。拙速な変更を行う、その前に、やはり今置かれている現状というものをきちんと認識していただきたいと申し上げます。

その次、排雪においても、答弁の中で、限られた予算で執行するために、要望があっても全てができるわけではないという旨の御答弁がありました。余計に必要なようになってくるのが、体制の効率化・合理化による総体的な費用の軽減ではないかなと感じます。他市より 1 人当たりの単価が高くても、その分、きちんと除排雪が行われてこそ、本当のきめ細やかな除排雪であると考えます。冒頭の雪堆積場の件でもですけども、細分化して費用負担がふえるという、今向かうべき方向と逆行しているのではないかと考えますけれども、そこはいかがお考えですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

ただいまの除雪費全体のことと、今回の雪堆積場の分割が逆行するのではというような御質問だったかと思われまますが、市の業務を執行する上で、効率化を図るということは重要なことだということについては、私どもも認識しております。また、限られた財源の中で、除排雪について作業を行うものですから、排雪に関しましては、厳密にしっかりとパトロール等を行い、現地状況を確認して作業を行うと考えております。その上で、雪堆積場を

分割したことにつきましても、これも繰り返して申しわけございませんが、競争性や受注機会を拡大するというのを考えたものであり、市の業務の効率化も重要でございますけれども、入札業務におきまして競争性を高めるということも、これも一つ重要なことだというふうに考えておきまして、それに基づいて、今回、このような形にしたものでございます。

○高橋（龍）委員

では、置き雪に関して伺います。置き雪も市民の苦情が多いというふうに認識していますけれども、その置き雪対策の進捗はいかがでしょうか。ことしはどのようになるのか、雪押し場の確保は十分なのか、仕様書も踏まえて説明をしてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

置き雪に関しましては、昨年度、その第一歩といたしまして、仕様書にロータリー除雪車の活用を記載したところでございます。昨年度におきましては、拡幅除雪におけるロータリー除雪車の作業時間は、一昨年度に比べ 3 割増となったことから、一定の活用があったものと考えております。今年度におきましても、仕様書に同様の内容を記載するとともに、実験的ではございますが、特定の路線で、一次除雪でありますタイヤドーザー等の除雪とロータリー除雪の組み合わせの活用による、長短などを見きわめる作業を行いたいと考えております。なお、雪堆積場につきましては、その数については、現在集計中でありまして、後日、集計が整いましたら、資料を提出したいと考えております。

○高橋（龍）委員

まとめて聞きますけれども、先日、本会議の中で、業者の枠を広げたことでオペレーターの数はふえたかという質問をしました。その段階では御答弁いただけませんでしたでしたが、聞き取っていただけましたでしょうか。

また、現状の問題点として、50 代、60 代のオペレーターの方が多くと伺っています。必要なのは、若い世代の育成なのではないかなというふうに認識しています。単純に参加資格の門戸を広げて業者数を多くするというのではなくて、育てていく方向に目を向けてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、除排雪の際、オペレーターが少ないというのも、季節雇用ではなくて、通年の安定的な雇用確保に向けての対策というのが必要になると思いますが、これに関しては何か考えておいでですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

オペレーター数につきまして、昨年度の比較につきましては、現在、業者と問い合わせをしておき、現在集計中でありまして、後日、報告したいと考えております。

また、オペレーター数の不足に対する対策といたしましては、市の考え方といたしましては、これまで市の地域総合除雪業務につきましては、参加するには建設業であることが前提でございました。それを、当然、建設業というのは主力でございますけれども、それ以外でも、除雪をする能力のある人たち、一定の能力のある人たちに門戸を広げることによって、除雪業者数が増加する、また、それらに属する職員の方々、それらに属するオペレーターが、それをすることによって、市の除雪業務を経験することで、ある程度の育成が図られるもの、また、業者、オペレーター数がふえるものというふうに考え、今年度から道路除雪等業務の登録要件を変更したものでございます。これのほかにも、他都市の事例なども調査しましたところ、オペレーター育成に関するプログラムを幾つか実施している自治体がございます。その自治体は、小樽市とは財政規模が違う自治体でございますけれども、その業務につきましては、この冬の間に、職員をその自治体に派遣して、プログラムの内容についてさらに詳しく調査して、本市でも採用できる、できないということもございまして、まずは調査をして、内容を把握したいと考えております。

また、通年、冬の期間だけではなく、通年雇用というような形でございますけれども、これにつきましても、我々も、他都市の事例というのを調査しますと、ある自治体では、夏の道路維持作業と冬の除排雪作業を一つにして発

注しているという自治体がございました。このことにつきましても、それらの自治体に職員を派遣して、内容等を詳しく調査させていただきまして、それで長短などを把握してまいりたいと考えております。

現時点では、このようなところでございます。

○高橋（龍）委員

今、種々お答えいただきましたけれども、いずれにせよ、今の本市の体制は、結局のところ、これまでの御答弁の中では、業者数、業者数と言っているように感じます。幾ら業者の数がふえても、そこに属する若い世代がふえていかなくは、根本の解決には至らないと思いますので、今後、さらにオペレーターの確保及び育成に努めてほしいと申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 31 分

再開 午後 2 時 47 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○横田委員

質問に入る前ですが、土曜日に、我が党、自由民主党の移動政調会というのがありまして、北後志 1 市 5 町村の首長たちが来られました。森井市長も来て、いろいろ御要望していただいたのですが、これは私の個人的な感想ですけれども、さきの選挙のときに、これは確実な情報なのですが、市長はお知り合いの方にお電話されて、自民党には投票しないようにしてくださいと言われていたと聞いています。

ここで本当かどうかということは確認しませんが、私どもの情報では、そういうことがあったと。自民党に、そういうあれで、同じ口で要望されるというのは、少々違和感を感じましたので、冒頭にお話をさせていただきます。

◎臨港地区の除雪について

それでは、臨港地区の除雪、もう何回かやっておりますけれども、お尋ねしたいのは、10 月 19 日に、港湾室に通知があったというふうに何回か聞いております。秋津道路たちとは、20 日とかやっていますが、その前に、その前にとにかく、ことしの臨港地区の除排雪は、当然、昨年どおりだと思っているようですから、そのお話しはしているのでしょうか。変更はないよというふうに。ないよというか、昨年どおりやりますよというお話しはしているのですか。

○（産業港湾）事業課長

10 月 19 日に、今年度から再委託に関する制限があるということは知ったわけですが、これ以前につきましては、我々の認識としては、これまでと同様……。

（「前はわかったのだけれども、秋津たちとは、ごめんね、話していたのかと。ことしも同じようにやるよみたいな話はなかったのか」と呼ぶ者あり）

結論から申し上げますと、秋津道路とはお話ししておりません。

（「していない」と呼ぶ者あり）

○横田委員

してなくて。しないのかな。私は、どうかわかりませんが、10月ですよ、その前に、やはりことしはこうだという話が、私は、普通はするのではないかなと思うのだけれども、していないということですから、いいのだろうが。していないということでもいいのですね。秋津道路とお話、ことしも例年どおりやりますよみたいな話は、していないということですね。

○（産業港湾）事業課長

我々としては、例年どおり秋津道路と同じような形で委託したいと考えておりましたので、あえて秋津道路とはそういった話はしておりません。

○横田委員

思い込みというか、そういったことも絡まっているのかなと思いますね。

それで、いいですか、今回、2社が新たにとりました。竹下建材店と道都開発ですか。この方たちが除雪登録をされたのはいつですか。

○（財政）契約管財課長

9月22日付で名簿に登録しております。

○横田委員

ことしの9月22日ですよ。確認しましょう。

○（財政）契約管財課長

失礼しました。今年度が新規で平成29・30年度の更新時期になりまして、その後、今回、29年9月22日付で、その2社を登録して、一応、期間としては30年度末までということになっております。

○横田委員

ことし新たに登録した2社が、3分割した2カ所をとったと。とった、違う、違う。まあ、とったのだよね、最後はね。随意契約もあったようですけれども、とったと。その除雪登録をするのに当たって、講習だとか、研修というのかな、よくわからないが、そういうのは条件にあるのですか。

○（財政）契約管財課長

登録要件にいたしましては、ことし、平成29・30年度から道路除雪につきましては変更になっております。議会等と言われてはいますが、建設業の部分の許可の資格をなくされて、それにかわるものとして、いろいろな要件がほかに付されております。その中の一つとして、今、横田委員がおっしゃった、ある講習の資格、講習の受講が要件になっております。

要件としまして、講習につきましては、5年以内に一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の除雪機械技術講習会を5年以内に修了している者が1人以上いることという、講習関係で言えば、それがございます。

○横田委員

その受講をしなければならない期間というのは、最初というか、業者の皆さん方には、いつまでに受講しておきなさい、資格を取りなさいということは、何かおっしゃってましたか。どちらかな。

○（財政）契約管財課長

いつまでというか、登録要件になっておりますので、その2社のことになりますか。一般的な。

（「いや、2社でいいです」と呼ぶ者あり）

申請の申請要件として、そういうようなことになっておりますので、昨年12月にまず一旦告示しまして、それで要件を公にしております。

○横田委員

その入札が、今回のやつは11月30日でしたか。そうですね。その前に講習を、私、はっきり聞いていなかった

たのですけれども、何か受講期間を延ばしませんでしたか。

○（財政）契約管財課長

今言った平成 29・30 年度の登録のときに、まず一旦、そういう要件を設けたのですけれども、その要件では、その講習会の受講につきまして、限った期間しか、今年度の部分については、日程が組めないという状況がわかりましたので、特例として、今年度に限って、7 月 3 日と 9 月 8 日、7 月 3 日は札幌で、9 月 8 日が小樽開催なのですが、その開催を受けられるという、その講習会を受けたことによって、9 月 15 日から 1 週間ですが、その間で申請を受け付け、9 月 22 日付で登録できますよと。そういうような特例の措置を今年度限りでやっております。

○横田委員

時間がないのでいろいろ細かいことまで聞けないのですけれども、受講期間を延ばしたことによって、先ほどの 2 社が、新たに 22 日に登録できることになったわけですね。その業者たちにとっては有利に働いたみたいなの、私はそう受けますよ。

それだと、いろいろな、皆さん方聞いていても、どうなのかなという話ですね。私は捜査機関ではありませんから、ここまでは言えませんが、ぜひ、まあ……。

もう一つ聞きたいのは、いろいろな除雪登録で、いろいろな 2 級以上の何とか管理技士云々という、あるいは管工業、その試験というのは、資格を取るというのは、簡単なものなのですか。どなたか専門の方が要るかなと思いますけれども。例えば来年、年度が変わって、さあ、ことしも前の年と同じようにやるから、有資格者をつくってください。あるいは雇用してください。受験させてくださいとって、はいはいと受けて、受かるような試験なのでしょうかね。少し、そこら辺がわからないのですけれども。

（「多い特例をつくれば」と呼ぶ者あり）

（「わかる、こんなの。簡単だ」と呼ぶ者あり）

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 29 年度・30 年度の小樽市競争入札参加資格申請の中の道路除雪等業務の変更内容、これは、大きく三つの柱がございまして、そのうちの一つに、施工及び工程管理や成果品等の資料を作成する能力があることということをやっております。その中で、今、委員から御質問のありました 2 級以上の土木系・建設業系の資格を取得している者がいることという形になっております。ここの部分につきましては、国家資格でございますので、それなりの難易度があるものと考えております。ただ、それとは別に、そういう人がいない場合、業務計画書、写真帳、業務日誌及び執行管理簿の作成する能力がある者という形で、これは資格に縛っておりません。これに関しては、これらを業務でつくって、それらの成果を示していただいた上で、こちらで中身を確認して、問題なければ、国家資格を取っている・取らない別にして能力を判断することにしておりますので、国家資格の部分については、ある程度の能力はあると思いますが、それだけが個々の能力を判断する指標としておりませんので、そういうようなことでございます。

○横田委員

それでは、まとめますが、今、雪対策第 1 課長が言われたのは十分わかっています。書いていますからね。ただ、その書類が、先般、契約管財課にいらした方は、私は存じ上げているのですけれども、その人に聞いたが、とても運送業者がつかれるような書類ではないというのですよね。それこそ難易度、レベルは高いのです。こんな厚みもあるので。ですから、今、雪対策第 1 課長が言われるのはわかりますが、そんな簡単にできる書類ではないというふうに私は聞いています。それは秋津道路が元請けでつくっていたから、それはそういった専門の方もおられるでしょうし、ただ、一運送会社単体としては、とてもこれはできないレベルのものだということでありました。ですから、来年も、またこの季節が来ると、いろいろ再委託の話も出てくるかと思いますが、なかなか有資格者を雇うこともできないでしょうし、それから、今言ったように難易度が高いという資格、それから書類も極めて難

しいということでありませう。

また、この件につきましては、ずっと注視していきますので、私の質問はこれで終わります。答弁はいいです。

○（産業港湾）事業課長

答弁の訂正でございますけれども、私、先ほどの質問の中で、前もってことしも秋津道路になるというようなニュアンスでとられるような答弁があったかと思いますが、これについては、これまでと同様のやり方という意味ですので、秋津道路ということにとられる可能性がありましたので、これについては訂正させていただきたいと思ひます。

○委員長

よろしいですか。

○横田委員

いいですよ。

○中村（吉宏）委員

まず、先ほど小貫委員から公務執行妨害の件に関する質問がございました。この議論を伺ひました。暴力というものは、これ、よろしくはないことを前提で、一般論としてお話をさせていただきたいのですけれども、私もいろいろお話を伺った中で、委員からの質問、それから参考人の方のお話、伺ひまして、まさしく常識的なのだろうなと認識をいたしました。それだけは申し述べておきたいです。

◎臨港地区の除雪について

質問に入らせていただきますが、まず、今、我が会派の横田委員からございましたが、臨港地区の除雪について伺ひます。

本日の委員会では、高橋龍委員も、雪堆積場の質問をいろいろされていらっしやいましたが、全般において、市長が常々除雪にかかわる業者をふやしたいと、そういうお話でした。雪堆積場において、受注機会の拡大ですとか、入札の競争性を高めるのだと、そういう方針なのだというお話を伺ひましたけれども、これは今いろいろ問題とされている港湾の除雪に関しても同様の考え方ですか。

○（産業港湾）事業課長

港湾におきましても、他の除雪業者の業務の作業人員、そして機械等が重複しないように目的ということで考えております。

（「えっ」と呼ぶ者あり）

（「同じ考えだということだ」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

同じ考えということによろしいのかなというふうに思ひます。私も、きょう、いろいろ資料を取り寄せていて、入札結果、これは産業港湾部の所管ですね。臨港地区の除雪業務に関してですけれども、入札結果を見ますと、39社の企業、多くの企業が参加をされているのですが、実際に応札をされ、入札の作業に入っているのが2社だけなのですよね。これをもって受注機会の拡大ということになるのかなと。参加要件を満たした企業はあるけれども、受注の機会が、果たしてこれだけ見ると拡大したのかというところに少々疑問があるのですが、これについていかがですか。

○（産業港湾）管理課長

今回、臨港地区の除雪業務については、3地区に分割しましたが、それぞれの入札に当たっては、道路除雪業務に指名登録されています39社を対象に、事前に辞退された2社がございますが、平等に残った37社にはこういう指名通知を行っているところなので、平等にそういう機会をつくったという認識ではあります。

○中村（吉宏）委員

同じく、入札業務の競争性を高めるということも、先ほど答弁の中にありましたけれども、これも同じ考え方を、臨港地区の除排雪はとられているということなのですが、では、この結果を見て、入札業務の競争性というのは高まっているのかなというの、これも少々疑問なのではけれども、この点もいかがですか。

○（産業港湾）管理課長

指名通知については、37 社それぞれに出しておまして、結果的に、ほとんどが辞退されているという結果でございますけれども、落札価格とかを見ますと、ある地区では、かなり予定よりも落ち込んでいるところを見ますと、競争が働いた結果なのかなというふうには考えています。

（「済みません、ちょっと今、語尾のほう聞き取れなかったのですけれども。語尾をもう一回聞かせてください」と呼ぶ者あり）

済みません。今回、提出いたしました資料でございますと、手宮地区については、当初、こちらが組んでいた価格よりもかなり安価な形で落札しておりますので、そういったところを見ますと、ここで競争が働いた結果なのかなというふうには考えます。

○中村（吉宏）委員

でも、その結果、今回の仕様を変更したですとか、いろいろな変更を加えたことによって、臨港地区の除排雪に関する経費というのは上がっているということでしたけれども、では、この入札の結果、業者が頑張ってくれて、ある程度、廉価でやってくれるということがありながら、また一方では、昨年よりも経費が増すというところに、何とも釈然としないものがあるのですが、御説明いただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

今回、3 分割することによって、経費については上がりましたけれども、やはりこれについては除雪業務の人員確保、そして作業機械が重複しないような結果であるということで考えております。

○中村（吉宏）委員

そういう御答弁でずっと来ているわけですが、ただ、入札によって、業者が、要するに安くやります。3 カ所とも安くなることによって、何でまた人員ですとか、そういうお話になって、費用が増していくのかというところが釈然としないのですよ。そこをもう少し説明いただければと思うのですけれども。

○（産業港湾）事業課長

これまで、除雪、臨港地区の除雪業務につきましては、1 社で請け負ってきたというような実績がございます。これは、やはり第 6 ステーションの登録している機械と重複した形で機械を使ってきたと。これについては、今のところは、先日の答弁でもお話ししましたが、大きな問題はなかったですが、今後、大雪やなんか降ったときに、10 センチメートルという除雪基準の出動の中では、同時に出動できない可能性も、そういった懸念もございますので、そういったことを踏まえて、今回の業務におきましては、機械等が重複しないような形で発注したいという結果で、お金が大きく上がったということでございます。

○中村（吉宏）委員

今、2 番目の競争性のお話から、お金のお話、飛んでしまいましたけれども、せっかく制度を変えたのだったら、多くの方が入札に参加をしてほしいという希望がありながら、入札の結果を見ますと、手宮地区が 2 社、中央地区が 1 社、勝納地区が 2 社。これだけの業者がいらっしゃるのに、こういう数で、私の感覚だと、競争性が高まるということではないと思うのですよね。もっと 10 社ぐらいがドンと入札でもしてくるのかなと思いきや、そうではないと。これについて、どうなのですかね、本当にそういう効果はあるのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

確かに、結果的に応札者というのが 1 社もしくは 2 社という形になりますけれども、我々としては、基本的に 39

社を指名して、結果的に、今回、臨港地区の除雪に応札されるという意味があったのが、たまたま 2 社だったということですので、これについては、受注機会も含めて、39 社に公平性を持った形で要は受注機会を与えているということの結果だということと考えております。

○中村（吉宏）委員

形式的な受注機会はふえたかもしれませんが。今、私、競争に関して伺ったのですけれども、少々納得のいく御答弁ではないのかなと。競争性が高まったということにはならないと思うのです。ましてや、先ほどのお金の面でも、昨年まで実施をしていた、いわゆる入札ではなくて、随意契約でやっていた場合と比較すると、経済的な合理性も欠くと。果たして、この変更、改革は妥当だったのかなというのが物すごく大きな疑問なのですよ。

それでいて、今、入札業務等の競争性云々というお話もしてきましたけれども、これについて、私、もう一つ釈然としなかったのが、我が会派の横田委員が、もう本質問からずっと激変緩和ですとか、そういう措置というのを、通常、こういう変更をする場合にはとるだろうと。いろいろ議論経過を聞いていても、この新しい制度を示してから入札まで、本当に短い時間でやってしまったと。本当に、こういう大きな変更をするときには、ある程度、時間をかけてというのは、私も社会的に合理性のある話かなと思うのですけれども、そういう感覚はお持ちではなかったのか、また、そういう対応をしようと思わなかったのか、伺わせてください。

○（産業港湾）事業課長

10 月 19 日に、今回、再委託に関する制限ということの変更になったということで、私たちに話がありました。このときには、私たちとしても、例年どおり 1 社でこれまでどおり行うのか、もしくは同じような形で、再委託に関する制限、こういったところを内部でも検討してきたところがございます。ただ、確かに 10 月 19 日、ぎりぎりであったわけでございますけれども、やはり同一市内で同じような道路を除雪するに当たっては、同じような考え方で再委託をしていかなければならないのかなということで、ここについては、最終的な決断としては、総合除雪のほうに合わせた形でやっていくというのが、我々、産業港湾部の考え方で判断したものでございます。

○中村（吉宏）委員

答弁がこちらの質問の趣旨に、なかなか合わないかなと思うのです。激変緩和の措置をとらなかった、入札の機会というか、建設部と合わせるべきだと。では、何で合わせるべきだと思ったのか。でも、業者は、現実にはほとんどが対応し切れない、間に合わない、そういう状況だったというのも、今回の定例会の中の議会議論で示されているところだと思いますけれども、そうであれば、建設部と、これは恐らく産業港湾部だけの発想ではないと思うのです。建設部と産業港湾部で、対企業に示す期間というのは、いろいろ、もっと合理的な判断、あるいは企業の状況等も考えて、多くの企業に参加してほしいというのであれば、来年から実施をしようよということも可能だったと思うのですけれども、こういう議論はなかったのか。そして、最終的に、産業港湾部もこれでやるぞと判断したのは誰なのか示していただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

ことしの発注についてはどうするか、激変緩和もするかということも、部内では話し合ってきたところがございますけれども、我々としては、やはり同一市内の発注ですので、ことしは合わせるべきという判断でしてきたところがございます。これは最終的に 11 月 15 日に産業港湾部の建設工事委員会を開きまして、この中で、3 分割するという方法で決まったところがございます。

○中村（吉宏）委員

産業港湾部の会議による議決についてという書類がありますけれども、恐らくこの中の会議なのだろうなというふうに思いますが、ただ、この資料を取り寄せましたが、一応、会議の内容とか、そういったものは載っていないですね。ただ、起案書みたいな形で、担当の方の押印が、全部押してある。会議の中で決めましたということなのだと思いますけれども、では、伺いたいことが何点かあるのですが、それでもどうして激変緩和の措置をとらなかったのか

というのは、どうしても建設部の仕様に合わせて運用するのがいいからということではなくて、除雪に協力してくれている企業が多々ある中で、多数社数をふやした中で、もう少しそういう機会をしっかりと醸成して詰めていくべきだろうなと私は考えているのです。それが、まずなぜできなかったのか。そして、激変緩和の措置をとらなかったことによって、2社が、秋津道路はずっとかかわられていた企業ですけれども、新規の2社が応札をしてきた。その応札をしてきた会社が、これも議会の中で示されていますけれども、市長の後援会の幹部の方の企業がずっと勝納地区のところに入札されて、手宮地区も入札されていますけれども、そういう状況が生まれてくるといって、一昨年度の貸出ダンプの配車方法の変更ではないですが、また同じことを繰り返すのですかという疑いを我々も持つてしまうのです。こういう疑義を持つてしまうのですよ。これについて、何かしっかりとしまし説明をいただきたいということ。小樽市の本当に名誉にもかかわりますから、もう季下に冠を正さずではないけれども、そういう対応をしてきていただきたいというお話もずっとしてきた中で、このあたりをしっかりと説明していただきたいと思います。いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

今、激変緩和のお話、ございましたけれども、我々としては、同じ同一年度の中で発注する中では、同じような仕様で発注すべきということで判断しましたので、激変緩和という措置はとらなかったですが、こういうような形でことは進めさせていただきたいということで、進めさせてきたところでございます。

（「理由にならない」と呼ぶ者あり）

○市長

今までも横田委員からとかも御質問があつて、答弁させていただいたところでございますが、中村吉宏委員も今お話のある中で、港湾における除排雪業務においても、入札で行っているというのは、もう御存じかというふうに思っております。私、そのような中で、もう既にその中で、例えば業務計画書がもう既にあつてとか、1年間の業務がもう既にあつてとか、または機材を用意して準備している企業がというお話で、まるで、私が聞く限りだと、その方々が、もう最初からその業務を請け負うことが前提でお話しされているように聞こえているところでございます。私は、入札というのはとれるかもしれませんが、とれないかもしれません。やはりそのような状況の中で、業者関係者の方々がかわられているだろうというふうに思っているところでございます。このたび、皆様からの御指摘のとおり、業務の変更に伴う伝達においては、我々も、今までも答弁しているように、反省しなければいけないことですし、業務の伝達もしっかり行って、その方々が混乱することのないように、それは手配をしていかなければならないことだという、反省点だと思っておりますが、先日も答弁いたしましたけれども、たとえ運送業であつたとしても、つまり、今までも何人も職員から担当から答弁しておりますが、まず建設業という枠組みを外し、そして、今回の、この冬におきましても、そういう方々に道路除雪登録、参加いただいて、その中で、一緒に、同じ立場の中で、入札に参加するなり、業務に対してのかかわり方ということを取り組んでいただきたいという思いも持って、そういう運送業の方々も含めて、道路除雪登録における変更がありましたよということを伝達させていただいているところでございます。

このたびは、残念ながら、そういう形における登録がその方々は間に合っていない状況から、今回、参画できないという状況ではありましたが、私たちといたしましては、やはりしっかりとそこに登録をいただいて、先ほど難しいというお話があつたようですが、そのような業者の方々でもやはり参画できる、いわゆる努力の過程によって、書類等をしっかりと準備できれば、登録ができるという体制には整えておりますので、ぜひ、来年度に向けて御参画いただいて、入札参加とかにも行っていただきたい。特に先ほど中村吉宏委員もおっしゃっていたように、10社とか参画して初めてというお話、私たちもそう思っております。ですので、このたびは、結果は2社、また中央地区は1社ですか、という状況でありましたが、複数の業者の方々も参画いただいて入札に基づいて10社とか何社も入って、そのような形を取っていきたいという思いから進めているところでございますので、このたび

の反省点はしっかり改善し、しかしながらそういう方々に入札に参加いただけるように、私たちとしても改めて呼びかけて取り組んでいきたいなと思っているところでございます。(拍手)

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

中村吉宏委員。

○中村(吉宏)委員

傍聴の方に静粛を求めてください。

○委員長

傍聴の方はお静かに願います。

○中村(吉宏)委員

今、市長から長々と答弁をもらいましたけれども、入札だから公平なのだと。

でも、入札の制度も随意契約の制度も、これは、地方自治法上規定をされております。どちらも法律が認めている制度です。どちらが悪いとかそういう話でもないですし、今、入札の部分だけが切り取られてきちんとやっていますというお話でございましたが、ずっと指摘をしてきたことは、まず、今回の入札で急激に切りかえたこと。これが妥当なのかどうか、正当なのかどうかということを私も指摘させていただきました。市長、今、入札の企業、たくさん応募してくれる、してほしいと。それで今までの制度を変えてきたのだということをおっしゃっていますけれども、今の話の中では現実に応札する企業が全然ないではないですかと。形式的な機会はふえたけど。では来年においてやってください。では来年において、この企業たちがきちんと入札できるような制度設計をするのかも疑問なわけですよ。ましてや企業たちは雇用も抱え、そして計画的な年度計画事業をみんな立てているわけです。そういうものを急激に短期間で変えたとすると、やはり企業の対応もできないし、市内でしっかりと根を張って活動してくれている企業、法人市民税も納めてくれている企業、こういう方への対応というのが全く、こないだ本会議場で血の通わないとお話しましたけれども、そういうことにもやはりなってしまう。

もうやめますけれども、いかんせんこういう疑わしいような変更というものもありきかなというように我々みてまして、今後もうずっと追求させていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

公明党に移します。

○松田委員

◎住宅弱者問題について

私がかねてから住宅確保に困窮している、つまり住宅弱者問題で一般質問でもこの予算特別委員会でも何度か質問させていただきました。

本年度から子育て世帯に限って利便性の高いまち中に住めるよう、民間事業所等が所有する賃貸共同住宅を市営住宅として貸し出す、すなわち既存借上公営住宅制度がスタートしました。残念ながら初年度ということもあり、住宅のオーナーに募集したのが1件であったため、今年度の借り上げ予定者はおおむね十戸に対し、共同入居者は4戸となりました。そこで最初にお伺いしますが、オーナーの応募が少なかった理由として考えられることについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）越智主幹

今委員からもお話があったように、少なかった理由ということですが、初年度ということで事業者の募集する時期が多少おくれってしまったということ、それとあと制度の周知ですね。これも十分ではなかったということがあるというふうに考えております。

○松田委員

では、制度の周知が足りなかったということなのですが、それで今年度はもう募集しないということなのですが、それでは次はいつからオーナーを募集する予定なのか。そして先ほど言いましたとおり、いろいろ今年の応募が少なかった理由を先ほど周知が足りなかったという部分も含めて配慮しながら募集するのか。いつから募集する予定なのか、その募集時期についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）越智主幹

まずは募集の時期なのですが、まだ、これは予算が通っていないのであれなのですが、予算が通りましたら、また来年 4 月から募集する予定ということで考えております。あとは周知については、説明会等をやった中で、一定程度の周知は当然されたというふうには思っているのですが、また改めて来年も募集のときにあわせて説明会等周知に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

では、今後、説明会を開くということでお聞きしたのですが、それで一応、募集エリアについては、今年度は利便性の高いまちなかにするというので市内の中心部を四つのエリアとしていますが、見ましたところ、今年度は入船地区に借り上げ住宅ができました。それでは、来年度についてはどのエリアを募集するのでしょうか。四つ全てのエリアなのか、残りの 3 エリアなのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）越智主幹

来年度につきましても今年度と同じエリア、委員のおっしゃられる四つのエリア、このエリアを募集の対象ということで考えております。

○松田委員

それで、あと当初の予定では年間おおむね 10 戸、3 年間で 30 戸という予定でしたが、それでいくと今年が 4 戸だったので、3 年間の予定でいくと 26 戸が不足する形になります。それで、次の入居予定者は残りの半分の 13 戸とするのか、それとも当初の予定どおり 10 戸を予定しているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

これも予算の関係があるのですが、原課としましては当初の予定どおり 10 戸ということで考えております。

○松田委員

当初、一応、10 戸ということでやっていたのに、予算の関係があるということは、ことしの予算は余っているという形になると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

今年度については、今おっしゃられるとおり 4 戸ということになりますので、その分については余っているという形になっております。

○松田委員

それでは 3 年目については 10 戸ということなのですが、そのままいくと最終的に 30 戸にならない場合もあると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

これにつきましては、また改めてその募集の時期にそういったときに、改めてまた検討していきたいと考えております。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、住宅確保に困窮しているための制度ですので、しっかり、また説明会だとか、そういうようなことをやって予定どおりの募集になれるようにしていただきたいと思います。

ただ、ともあれ住宅確保に困窮しているのは子育て世代だけではありません。それで、実は私の知人の方が先日、お亡くなりになりました。その方には子供はなく、御高齢の奥様が 1 人残されまして、その方は本当に今困っているのは何かというと今後の住宅問題です。というのは、今お住まいの場所というのは、急な坂の途中にあり、どこか別の利便性のいい住居に転居をしたいということで以前から思っていたのですが、しかし年金生活であり、また高齢の方であり、先ほど言ったように保証人の関係もあり、なかなか見つけることができませんでした。しかし、今お一人になった今、この住宅確保が喫緊の問題となっています。

そこでお聞きしたいのですが、国では本年 4 月に住宅セーフティネットの制度の一部を改正する法律が公布され、10月に施行されたと聞いています。これによると、一定の条件の満たす場合は国と自治体が改修費などの一部を補正してこの制度によって、住宅の確保が困難となっている今言った、御高齢の方や、また障害者、子育て世代に質の高い賃貸住宅を優先的に供給できるようになったと聞いています。そこで、この制度についての概要を御説明願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

今、制度の概要ということで、重立ったところを簡単に説明させていただきます。

いわゆる住宅確保要配慮者、高齢者、障害者、低額所得者ですとか、子育て世代等、そういう人に対する民間住宅の供給を促進し、生活の向上と社会福祉の増進に寄与するというを目的としておりまして、そのために都道府県、あと社会福祉法人、NPO法人などの支援団体、それから不動産関係団体、その3者が連携して、これらの住宅確保要配慮者の入居者を拒まない賃貸住宅を登録するという制度ができるようになりました。その物件を情報提供するというにありまして。また、その登録した住宅の改修やその入居者への経済的な支援、さらには住宅確保要配慮者への居住支援、そういうのが重立った三つの柱から成っているような制度でございます。

○松田委員

それでこの制度、今、概略を御説明願いましたけれども、この制度について課題として考えられることがあったらお示ししていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

施行されてから日が浅いということで課題を考えてみたのですが、今、住宅確保要配慮者ということで、住宅部局、あと福祉の部局、それに不動産関係団体ですとか福祉関係団体、その協力が、まずは絶対不可欠ということであります。それなのですが、この制度の周知ですとかそういうことをもう少し積極的に働きかけていかなければ、この取り組みというのは、なかなかうまくいかないのかなと考えているところであります。

もう一つ、これは質問が出て考えてみたのですが、例えばその支援した人たちが入居した場合、高齢者による場合は、例えば入院した場合の家賃をどうするのかとか、もしその方が亡くなられた場合の後の清算といいますか、そういうこともこの不動産業界ですとか、地方公共団体、もしくは支援団体等でどこまで支援できるのかということが、その辺が少々難しい課題を含んでいるところではないかなと思っております。

○松田委員

では、ともあれ高齢者や障害者にとって支援制度の利用に必要な申請をすることになるのですが、これは決して容易なことではないことから、入居に至るまでさまざまなサポートが必要だというふうに言われています。

そこで、この住宅セーフティネット法では自治体や不動産関係団体、NPO法人などで構成される円滑な入居をサポートする居住支援協議会の設置が盛り込まれているようです。残念ながら、本制度が始まったばかりということもあるのですが、設置状況を見ると47都道府県と20に満たない自治体にとどまっているようです。

それで今、後は先ほど言った高齢者の方だとか障害の方だとかいろいろな方がおりますけれども、入居希望者一人一人に寄り添った支援を行うために市町村レベルの設置を行っていかなければならないと思いますが、この点についてはどういうふうに思っているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

市で窓口なりそういうのを設置といいますか、できないかということなのですが、実際に委員がおっしゃられたように始まったばかりという制度なものですから、住宅部局ですとか、もしくは福祉関係、福祉部局、そういうのにもまたがってくる部分もありますので、今後は北海道や他都市の動向などを見ながらこの住宅セーフティネット制度について研究していかなければならないのかなと感じているところであります。

○松田委員

では、今この制度が始まったばかりということで、まだこれから試行錯誤しながら、また今北海道を中心に進めているようでありますので、しっかり北海道とも連携を取りながら情報を共有しながら、1人でもそういう住宅確保に困窮している世帯に援助していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○齊藤委員

◎公共交通について

一般質問で伺った公共交通について何点か聞きます。市内の路線バス、乗車人員では平成19年に比べて20%、222万人減だと。路線距離については、ここ数年は大幅な減はないということでよろしいですね。

○（建設）小南主幹

今、委員おっしゃられたとおり、乗車人員数については過去10年間で約20%減少しておりまして、路線の距離につきましては、ここ数年は大幅な変更はない状況でございます。

○齊藤委員

それで、路線の本数だとか便数だとか聞いたのですが、御答弁で平成29年冬ダイヤということで答えられているのですが、私が聞いたのは夏ダイヤ、20年の夏ダイヤと比べて29年も夏ダイヤでどうなのかということ聞いたのですけれども、冬ダイヤで答えられてしまったのでそこを直していただきたいと思うのですが。

○（建設）小南主幹

まず、平成20年の夏ダイヤにつきましては平日で1,746便、土曜日曜などの平日以外では1,477便となっております、29年夏ダイヤの平日につきましては1,439便。平日以外につきましては1,136便となっております、平日では約18%、平日以外では約23%の減少となっております。

○齊藤委員

ということは、利用は20%ぐらいどんと、先ほど答弁でありましたけれども、落ちたと。その割には便数というところでは、少なくとも平成29年夏までは18%ぐらいのところまでとどまっていたと。ある意味、中央バスも我慢してくれたということですよ。それがこの6月22日の抗議文がありますけれども、要するに堪忍袋の緒が切れて、まさに、切れたということですよ。なぜ切れたかというのは森井さんの失策以外の何物でもないということだと思いますが、いかがですか。

○（建設）小南主幹

平成23年度から中央バスからは収支赤字になってきたということで、25年につきましては、その額はかなり大きくなって、毎回ダイヤ改正のときには少なからず減便をしていったところだったのですが、なかなかその効果があらわれないということで、だんだん額が膨らんできたということで、これ以上収支が悪化してもということで、今回大きな減便を経営の判断としていたしたところということで聞いております。

○齊藤委員

要するに、堪忍袋の緒が切れたと。市長に、何で市長の椅子にしがみついているのだという質問をしたのですが、負託を受けたら何をやってもいいのかと。市長と言わないことになっていますけれどね。市長の椅子にしがみついて、これは言葉として言わざるを得ないので、しがみついてもいいというものかと。本当に重大な責任があるのですよ。政策的な考えの違いとかそういうレベルではないです。条例違反やら規則違反やら、さらには人間として、社会人として常識、礼節をわきまえていないと。中央バスの社長から正式な文書の中で信義に欠けると言われているのです。そういう指摘を受けているのに。あなたは、森井さんは、お役目だと。重く受けとめるとか、いいかげんな言い逃れをして、今でもこうやって居座っているわけですよ。そういう居座っていていいと思っっていますか。

○市長

今の御質問の中で、市長は何をやってもいいのかとか、また、礼節をわきまえていないみたいな表現もありましたけれども、私自身も公約も掲げさせていただき、市民の皆様にお示しをしながら進めさせていただいておりますし、別な機会の中でもお話ししておりますが、予算や政策等においては議会の皆様にお諮りしたりとか、また審議会にはさまざま市民の皆様によく参加いただいたり、またパブリックコメント等も含めて、皆様といろいろな形でかわりながら、またいろいろ御提案させていただきながら進めているところでございますので、私1人で、独断で何でもかんでも物事を進めているわけではございません。

また、礼節等のお話もありましたけれども、この議会の中においても私なりに皆様の質問等に対して、私なりですが真摯に受けとめながら物事を考え、判断し、また礼節においてもこのお役目でございますからしっかり意識しながら進めているところでございますので、今の齊藤委員のその御指摘、どこの部分をもってなのか私はわからない部分がありますけれども、私なりに努力をさせていただいているところでございます。そして、辞職勧告を受けたことについてはやはり私自身も重く受けとめているところでございます。

しかしながら、やはり私自身も選挙というものを、そして市民の皆様からじかに負託を受けているところでございますから、それに向けてもしっかりやっていかなければならないという意志を持っておりますので、このたびの決議をもって辞職をする考えはないということでお伝えをさせていただいたところでございます。

あと、このたびにおいては中央バスのことにかかわってだというふうに思いますので、それについても今そのことも御指摘があったかと思っておりますのであわせて答弁させていただきますが、今までも話しているように、私といたしましてもそのようなすれ違いがあったことは事実だというふうに思っておりますし、私自身も反省をしているところでございます。ですから、その真意を中央バスの方々にしっかりお伝えをさせていただきたい。中央バスの特に社長に対して改めてお話をさせていただきたいということで今までもお話をさせていただいておりますし、また、市役所の中でも現状で、バスで通われている方と車で通われている方々もいらっしゃいます。私、市役所の中で時々において、中央バス、公共交通を使われることを推奨したらどうだということをお話させていただいた機会が何度かありますけれども、先日、中村吉宏委員からもどんどんやるべきだというお話ありましたので、言われたからではなくて以前からそのようなお話させていただいたところでございますが、しかしながら、その時々において市役所職員から言われる言葉としては、車で通う費用と、いわゆるバスで通う費用においての市における補填が金額が違ってバスのほうが高いということもあって、なかなか中身、中で具体的にそれが進められていないという実情もございまして。そのようなことも含めて皆様に御提示させていただきながら、それでも中央バス、公共交通を使うということで皆様からも推奨していったほうがいい、後押ししたほうがいいということがあれば、また市役所内において公共交通を使った通勤、それらを市役所の中において推奨するように私からも投げかけたいと思っておりますので、そのような観点におきましても、ぜひ後押しをいただければと思うところでございます。

○齊藤委員

いや、選挙が通れば何をやってもいいという話ではないのですよ。いんぎん無礼という言葉ありますよね。言葉

だけ丁寧でいろいろなことを言うけれども中身はないと。まさにいんぎん無礼ですよ。

今年の夏ダイヤまでは中央バスもいわゆる大幅な利用減はあったけれども大規模な減便というのは控えられていたのですよ。それが、今回の冬ダイヤから最後通告どおりですよ。バス事業者としての独自判断で抗議文の最後に言われていましたよね。実施に関しては貴市関係部局に通知いたしますと。別段、協議するとか相談するとか言っていないのです。通知なのです。もう勝手に決めて、決まったら通知するよと。本当に、もう最後通告ですよ、これは。要するに、勝手にやらせてもらいますということを言われてしまったのです。この認識でいいですね。

○（建設）小南主幹

これまでもダイヤ改正のときにおいては、市に協議ということではなく、報告ということで中央バスからはいただいております、今回は大幅な減便とはなってしまったのですけれども、文書の中で一定程度の減便は予想していたものの、結果的にはこういう大きな減便になってしまったのかなと思っております。

また、小樽だけではなくて札幌市内においてもやはり収支が、状況が悪化しているところについては減便をしているところがございますし、先日の道新の読者の声の中にも張り紙で、平成30年3月31日で廃止されますというような冬ダイヤのところにそういう文言を書かれているということで、路線バス自体が、かなり全国的に収支が厳しいような状況になっておりますので、せめて路線の廃止だけはならないような形で今後協議会の中でいろいろな施策について議論をしてまいりたいと考えております。

○齊藤委員

本当に担当部局は厳しい状況ですけれども、本当にこれは大変なことなのです。森井さんの失政によって、市民の移動に重大な支障ができてきている。この寒い雪の中で、市民がこれまでの倍も寒い停留所で待っていなければならないのです。この責任は中央バスではないのですよ。森井さんのせいなのです。まず、森井さん、この責任を認められますね。角々で自分の名前書いた旗を持って手を振っているような場合ではないのです。バス停留所でバスを待っている市民の皆さんに土下座して歩けという話ですよ。謝って歩かなければならないのです。もう一回、その自分の責任、明らかにして市民に謝っていただきたいと思えます。

○市長

辻立ちのことも含めて御指摘ありましたけれども、そのような中央バスの減便に伴う意見等も、もしかしたら市民の皆様からお声が聞こえるのではないかとということも含めて行っているところがございますので、それについては、だからこそ積極的に声を拾おうと思って頑張っているところがございます。また、責任のお話がありましたが、やはりそのような公共交通、二次交通における経営が厳しいということから、私は責任を持って法定協議会の設置をしっかりと行って、国の補助もいただきながら、それを持続可能なネットワークにしていくということで進めているところがございます。

そのような意味合いにおいては、まだ法定協議会の協議はこれからでありますけれども、この仕事についてから最短で法的協議会を設置し、今後、減便のみならず路線廃止ということにならないよう市内一丸となって、また関係者の方々、市民の皆様にもいろいろ声をいただきながら新たなネットワークをしっかりと構築できるように、私自身もそれに向けて責任を果たしていきたいなと思っております。

○齊藤委員

いや、何を言っているのですか。森井さんではだめだという話なのです。要するに、もう遅いということです。今さら法定協議会で云々と言っても、それは、議論はされますよ。だけどこういう状況に立ち至ってしまって、中央バスに我慢してくださいって、泣いてくださいって言ったって、そんなものできないのです。勝手にやらせてもらいますよという話です。その都市間だとか観光だとか、そういう話ではできるでしょうけれども、市内路線バス、中央バス一社ですよ。中央バスがだめと言ったらだめなのです、もう。だから森井さんではもうだめだって、私は先ほどから何回も言っているのです。あなたはもう一刻も早く退場していただくことが市民のためなのです。これだ

け言ったのだからわかりますよね。もう一回聞きますよ。市民のためにやめてくれますね。

○市長

齊藤陽一良委員の主張は私も今把握はしましたけれども、私自身はこのことをもってやめるつもりはございません。

また、今は中央バスのことに基づいての御指摘だというふうに思っておりますので、社長には私の真意を改めてお伝えしたいと思っておりますし、また先ほど来から繰り返しになりますけれども、法定協議会の設置はおかげさまで進めることができたところでございます。やはり、この地域公共交通を小樽の中でしっかり維持をしていくことというのは、非常に重要だと思っておりますので、それに基づいて私自身も精いっぱい努力することによって、それに市民の皆様にとって、より便利になる環境づくりに向けて取り組んでいくことが私自身の責任であると思っております。

○齊藤委員

いや、どうしてわからないのですかね、本当に。要するに、本当の意味で市民のことを考えていないということですよ。

それだけ言って、次の質問に移ります。

◎歴史文化基本構想について

歴史文化基本構想に関連して聞きます。日本遺産の部分で歴史文化基本構想策定委員会とか調査部会のお話を伺いました。それで、御答弁の中でワークショップ、ワークショップはいいのですけれども、文化財の分類の考え方、調査方法などについて協議を行っているという部分があって、これは具体的に何のことかさっぱり意味がわからなかった。それと、本市の文化財を総括的に把握するために総合博物館の紀要だとか、埋蔵文化財の調査報告書など関係資料の調査、それから歴史的建造物などの追跡調査というのをやりましたというのですけれども、これも何だかよく意味がわからない、何かやったのだなというのはわかるのですが、具体的によくわからないのです。これを説明していただくのと、12月と1月、12月は終わってしまったらしいのですが、日本遺産に向けて12月と1月に忍路・蘭島地区と張碓・春香地区でワークショップを計画しているということなのですが、これをなぜ忍路・蘭島地区と張碓・春香地区なのかということの意味合いを説明していただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

初めに、文化財の分類の考え方や調査方法などについて、協議とはどのように行ったかということについてということで、文化財の分類の考え方やその調査方法については、調査部会の中で昨年度に実施したシンポジウムやワークショップにおいて、市民の皆様から食べ物や風景、写真、映像などさまざまな御意見をいただいたことから、文化財の調査分類の中にこれらも幅広く取り入れることができるように、まず例えになるのですけれども、歴史分野とか美術、文学などの芸術分野、そのほかに自然分野、生活分野、土木分野などの多様なジャンルを設けて可能な限り取り入れていくことについて、御意見を伺ったところであります。

続きまして、文化財を総括的に把握するために紀要や調査報告書などの関係資料の調査、あと歴史的建造物などの追跡調査はどのように具体的に行っているのかということと、今御質問があったと思えますけれども、それについては、まず総括的に把握ということについては、文化財を指定にしているにもかかわらず、幅広く捉えて把握することと、文化財をその周辺環境も含めて調査に取り組んでいくものと考えておまして、その中で具体的な調査については、既存の博物館や美術館、生涯学習課などに保管、保存されている歴史文化にかかわる資料、収蔵物、所蔵物、文化財について、それらについてどのような経緯、由来のものなのかを把握に努めているところであり、また、建築物などについては現存の有無や使用用途などの変化についても調査を行い、文化財をリスト化しているものであります。

最後に、12月と1月、忍路・蘭島地区及び張碓・春香地区の二地区でワークショップを開催した経緯につきまして

ては、これまで昨年から 4 回のワークショップとシンポジウムを開催し、策定に向けて市民や学識経験者から御意見をいただきました。それらを調査部会で文化財リストに可能な限り取り組んでまいりたいと考えております。昨年は全ての会場が市内中心部であったため、東西に長く伸びる本市の地形を考慮し、数多くの地区の意見を把握するためにも中心市街地以外でワークショップを開催することと考え、二地区を選定したものであります。

○齊藤委員

1 点だけ。西と東というのはわかったのですが、調査報告や関係資料の歴史的建造物などの追跡調査、これは、調査内容はそのことは説明でわかったのですが、それと、この歴史文化基本構想の策定とどうつながるのかというのがよくわからなかったのです。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました、調査の内容が、今後、歴史文化基本構想にどのように役立つかというか、かかわっていくのかにつきましては、まずは本市において歴史、文化、または文化財、あらゆる歴史にかかわるものがどのようなものがあるかというものを全体的に把握しなければならないということで、それらを全部把握した上でどのような点が面になるのかとか、そういうようなための下地の資料として、いろいろなものに関連して調査を進める必要があるということで、私どもでそのような調査を進めております。

ですので、今後歴史文化基本構想にどのように役立っていくのかというのは、全部の調査が終わった時点でどのようなストーリー立てができるのか、どのような文化財群ができるのか、それらを把握するための、ゴールがあつてではなくて、まずベースをしっかりと今調査をしているという段階であります。

○齊藤委員

本当に第一段階というか、基礎的にはこういう膨大な調査、資料をチェックした上でその裏づけの上で、いわゆるそのエキス、エッセンスの部分そのストーリーにまとめていくということなのですよ。

○（教育）生涯学習課長

ただいまお話がありましたとおり、しっかりと調査を進めてしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4 時 03 分

再開 午後 4 時 18 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成 29 年度小樽市一般会計補正予算、議案第 4 号平成 29 年度小樽市水道事業会計補正予算に反対する討論を行います。

まず議案第 1 号は小樽市一般会計補正予算についてなのですが、理由はマイナンバーに関する予算だからです。赤ちゃんから高齢者まで日本で住民登録されている方は個人番号を管理することが強いられていて、税申告や社会保障の続きなどに利用させようとする仕組みです。番号カードがなくても不利益はありません。

次に議案第 4 号小樽市水道事業会計補正予算についてなのですが、水道料金等徴収業務委託については、個

人情報を多く取り扱う業務でもあるので、管理運営に民間企業を参入させることについては反対ですので、賛成できません。詳しくは本会議で述べさせていただきます。

以上、各会派委員の皆さんの賛同をお願いし、討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号及び議案第 4 号について、一括採決いたします。

それぞれ可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と報告は承認とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、中村吉宏副委員長を初め、委員各位と説明員の皆様の御協力によるものと、深く感謝いたしております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。